

事業化状況報告のタイミング

- ◆ 「事業化状況報告」を初めて行う際の留意点
 - (1) 初めての事業化状況報告
 - (2) 賃上げ要件の判定について
- ◆ 報告期間(システムへの入力可能期間)と報告項目
- ◆ その他
 - (1) ログイン情報
 - (2) マニュアル等
 - (3) 財産処分・成果活用型生産転用

令和5年12月

ものづくり・商業・サービス補助金事務局

(全国中小企業団体中央会)

◆ 「事業化状況報告」を初めて行う際の留意点

(1) 初めての事業化状況報告

- ・補助金の額の確定を2月末までに受けた場合、次に迎える4月～5月に初めての事業化状況報告を行う必要があります。

※3月以降に確定を受けた場合は翌年の4月～5月が初めての報告年となります。

例) 2024年2月末までに補助金の額の確定を受けた場合

⇒2024年4月1日～2024年5月31日の間に報告

2024年3月以降に補助金の額の確定を受けた場合

⇒2025年4月1日～2025年5月31日の間に報告

(2) 賃上げ要件の判定について

- ・補助金の額の確定を2月末までに受けた場合、次に迎える3月分の賃金台帳で事業場内最低賃金が前年10月に発表された地域別最低賃金+30円以上を達成できているかどうかを確認します。

※達成できなかった場合「判定の猶予」「免除規定」を受けられる場合もあります。

資料) 賃上げ要件未達の際の「免除規定」と「判定猶予」をご参照ください。

◆ 報告期間(システムへの入力可能期間)と報告項目

※報告回数は事業計画年数に関わらず、1回目の報告から5年間で6回です。
ただし、賃金引上げの要件の判定は事業計画期間のみ行います。

報告回数	入力期間	報告項目	報告時期	確認時点
1回目	令和6年4月1日～5月31日	事業化状況	毎年	直近決算(実績)
2回目	令和7年4月1日～5月31日	知的財産権等	毎年	3月
3回目	令和8年4月1日～5月31日	給与支給総額	毎年	直近決算(実績)
4回目	令和9年4月1日～5月31日	事業所内最低賃金	毎年	3月
5回目	令和10年4月1日～5月31日	炭素生産性向上計画及び温室効果ガス 排出削減の取組状況(グリーン枠のみ)	毎年	直近決算(実績)
6回目	令和11年4月1日～5月31日			

【報告の対象となる事業者の皆さまに対し、事業化状況報告のご案内メールを発信しております】

1回目 3月1日:事前の通知メール

2回目 4月1日:受付が開始されたことを通知するメール

3回目 5月24日:受付期間終了の1週間前であることを通知するメール

4回目 5月30日:受付期間終了の前日であることを通知するメール

※メールアドレスに変更がある場合はものづくり補助金事務局サポートセンターへご連絡ください。

◆ その他

(1) ログイン情報

- ・下記URLよりGビズIDプライムアカウントにてログインをお願いいたします

<https://report.r1mono-system.jp/jigyo/authority/logincompanies/>

(2) マニュアル等

- ・システムにログインすると「メインメニュー」が表示されます。
- ・インフォメーションに『事業化状況報告操作マニュアル』『説明動画とテキスト』『資料』がございますのでご参照ください。

(3) 財産処分・成果活用型生産転用の申請(該当者のみ)

- ・財産処分の申請等も同システムにて行えます。
- ・インフォメーションに『財産処分操作マニュアル』がございますのでご参照ください。